

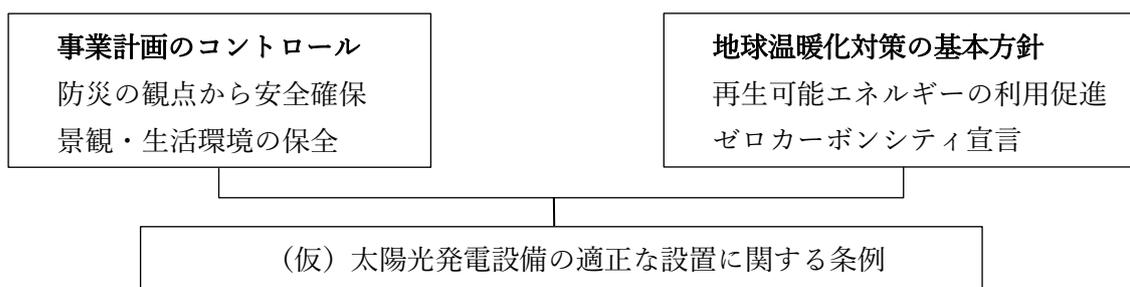
(仮) 太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の策定状況について

1. 太陽光発電事業を取り巻く現状と課題

- ・太陽光発電を取り巻く現状は、新規導入件数が買取り価格の下落と建設コストの高騰により減少傾向にあるものの、反射光の問題や景観阻害、自然災害への懸念から地域でのトラブルは増加傾向。
- ・2022年4月1日からは、事業終了時の適正な太陽光発電設備の廃棄のため、撤去及び廃棄費用の外部積み立てが義務化されるなど、国において法改正も整ってきており、防災、景観保全、生活環境保全を踏まえた、適正な事業のコントロールが必要。
- ・一方、宇治市では第6次総合計画において「脱炭素社会へのチャレンジ」を掲げており、その実現には再生可能エネルギーの導入、とりわけ太陽光発電の推進が不可欠。
- ・住民のコンセンサスを得ながら、適正なルールを確立するため、条例を策定。

2. 条例の基本方針

防災、景観・生活環境を保全するため事業計画をコントロールし、地球温暖化対策の基本方針である再生可能エネルギーの利用促進とのバランスを図る。



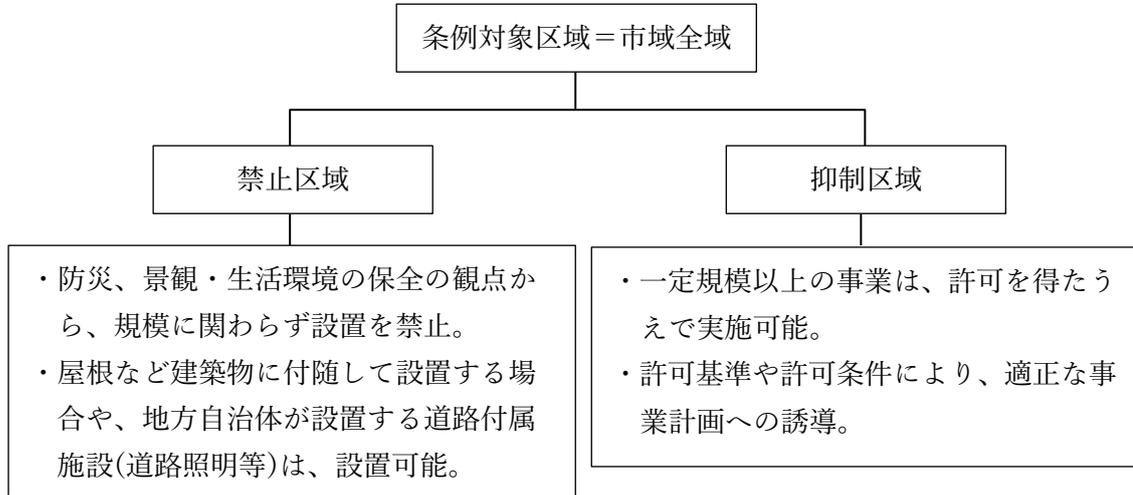
3. 条例（案）の主な内容

(1) 条例の目的

太陽光発電設備の適正な設置に関して必要な事項を定めることにより、防災、景観・生活環境を保全するため事業計画をコントロールし、地球温暖化対策の基本方針である再生可能エネルギーの利用促進とのバランスを図ることで、市民の生活環境の保全に寄与する。

(2) 条例の対象区域と区分

市域全域を条例対象区域とし、太陽光発電設備の設置を「禁止する区域」と、「抑制する区域」に区分する。



(3) 禁止区域と抑制区域

禁止区域	防災	○土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 ○地すべり防止区域 ○急傾斜地崩壊危険区域
	景観保全	○国定公園 ○風致地区 ○名勝及び史跡、重要文化的景観の区域
	生活環境保全	○近郊緑地保全区域かつ市街化調整区域のうち、市街化区域と接する区域から 25m 以内の区域
抑制区域	禁止区域以外の区域	

(4) 抑制区域における条例の対象となる規模

計画発電量 50kw 以上、又は事業区域面積 500 m²以上、又は支柱型設備

(5) 地元周知の方法

条例の対象となる規模の事業（＝許可が必要となる事業）については、地元説明会（＝地元と事業者が協議する場）の開催を義務化する。

4. 今後の進め方

